

出店店舗及び販売内容確認書

申請者氏名

出店店舗	☒ 標準個別店舗 (2間×2間) ☐ 中型集合店舗 (茶店) (4間×4間) ☐ 大型集合店舗 (茶店) (6間×6間)		
販売品目 (具体的に記載)	射的		
店舗での調理加工	☐ 有り ☒ なし	火気の使用	☐ 有り ☒ なし

出店条件、注意事項 (抜粋)

1. 出店許可証は、次回の既得権にはなりません。
2. 申込について、協議会で審査の上、出店許可の決定をします。
3. 申込締め切りは、関係各所申請等の手続きの必要上大祭当日の1ヶ月前必着。出店許可者のみ、後日許可通知を致します。締め切り以後の受付は致しません。(大祭は毎年2月18日、19日であるので、1月18日必着。)
4. 出店費用は
 標準個別店舗 間口2間×奥行き2間まで18,000円、電気料金8,000円
 中型集合店舗 間口4間×奥行き4間まで34,000円、電気料金12,000円
 大型集合店舗 間口6間×奥行き6間まで50,000円、電気料金16,000円
5. 写真は証明用のもので、旅行時のスナップ写真は認めません。
6. 申請者、現場責任者の身分証明書(運転免許証又は健康保険証)のコピーを忘れずに添付してください。
7. 営業補助者の証明写真、身分証明書も上記と同様で忘れずに添付してください。
8. 営業補助者の届け出が遅れる場合には、指定された様式で事前に届け出をしてください。
9. 営業補助者の届け出が大祭前日までに行われなかった場合には、営業補助者証明書の発行が、事務作業の都合により大祭当日の営業開始までに間に合わないことが有り営業に従事できなくなる恐れがあるため、早めの届け出をしてください。
10. 許可された店舗の申請者、現場責任者、営業補助者にはそれぞれに写真付きの証明書を発行しますので、首からぶら下げるか、胸に付けるようにしてください。証明書のない方の店舗での営業活動は禁止です。
11. 食品を取扱う店舗は、取扱う食品等に応じた兵庫県健康福祉事務所の発行した営業許可証の写しを忘れずに添付してください。
12. 現場責任者は必ず店舗に常駐してください。
13. 出店申請に関する注意事項を遵守してください。
14. 指定された場所以外又は場所をはみ出して営業をすることは禁止です。(荷物を置くことも含む。)
15. 協議会の指示に従わない場合には、直ちに許可の取消しとします。速やかに撤去してください。
16. 上記の場合のほか、天候等により自己出店の取りやめも含め、いかなる場合も分担寄付金の返還は致しません。
17. 周辺の交通規制時間は厳守してください。
18. 周辺道路は駐車禁止です。
19. 標準個別店舗には一枚、中型店舗には二枚、大型店舗には三枚、2日間使用できる駐車券を発行しますので指定された駐車場へ駐車してください。それ以外の車両は有料となります。
20. ゴミは『燃えるもの』『ビン』『アルミ缶』『スチール缶』『ペットボトル』に分別し、指定された場所に集積してください。廃油等の置き去りは厳禁。指定場所に集積することなく店舗周辺に置き去った場合は、中身を調査の上、次回からの出店申請を受け付けません。
21. 火気を使用する場合には、その店舗ごとに消火器を設置してください。(1つの店舗で2箇所以上の調理設備が有るときは、その調理設備毎。)
22. 関係機関(警察、消防、保健所等)の検査には積極的に協力をしてください。
23. ガス器具、ガスボンベから器具までのホース類の点検は確実に行ってください。